

滋賀県庁健康経営宣言

県民サービスの向上に向けては、「人こそが最大の経営資源である」との認識のもと、すべての職員が能力や個性を最大限発揮することにより、県庁の組織としての力を高めていくことが求められます。

滋賀県庁では、職員の能力や個性の発揮には、職員の健康の維持・増進が欠かせないとの考えに基づき、職員が健康でいきいきとやりがいをもって働くことができる職場の環境づくりに取り組みます。

1. 職員の健康の維持・増進

滋賀県庁では、職員の健康を第一に考え、「身体の健康」や「心の健康」も合わせた総合的でバランスの取れた健康づくりを推進します。

2. ワーク・ライフ・バランスの実現

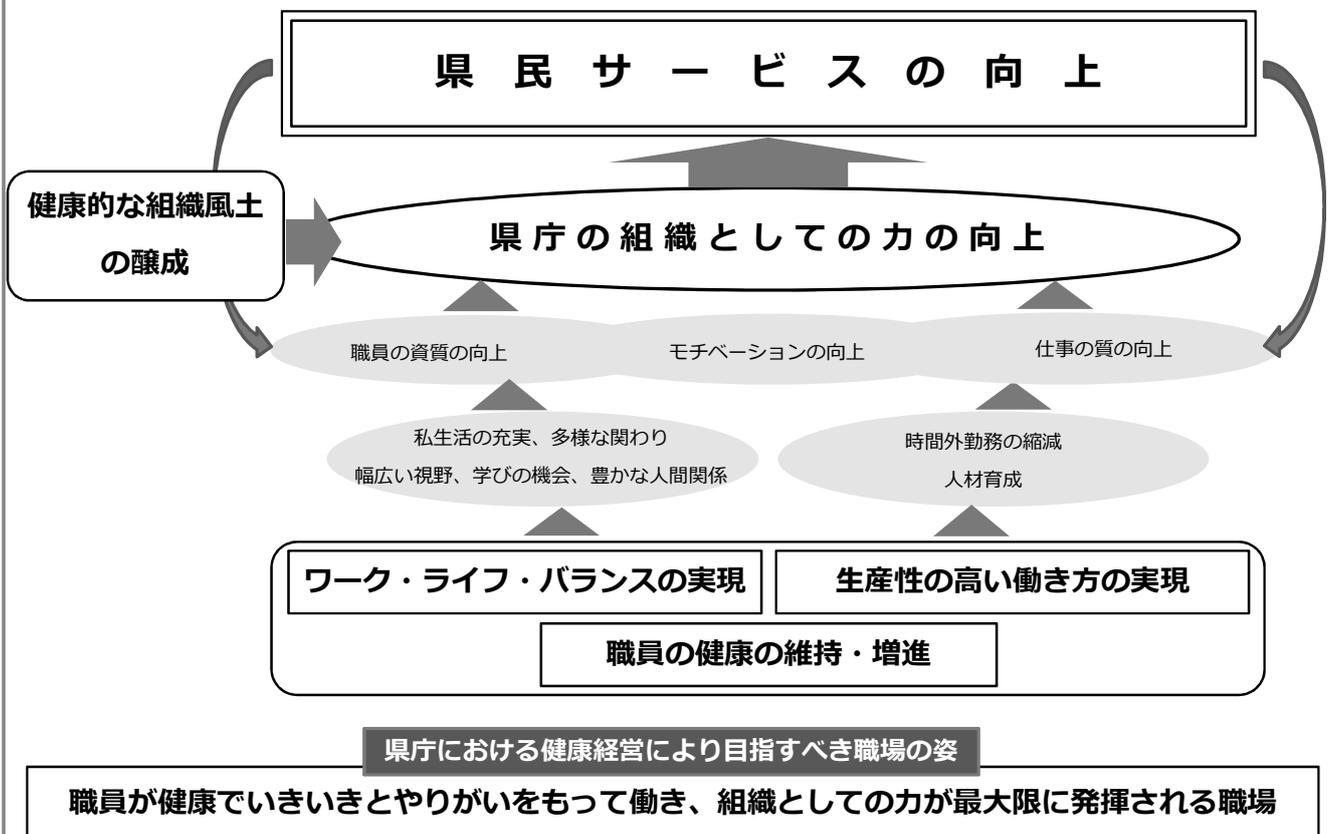
滋賀県庁では、職員が心身ともに健康で公私ともに充実した生活を通じて成長していけるよう、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

3. 生産性の高い働き方の実現

滋賀県庁では、長時間労働の解消と仕事の質の向上に向けて、人材育成に取り組みながら、限られた時間の中で効果的・効率的に事務を行う、生産性の高い働き方の実現に向けた取組を推進します。

4. 健康的な組織風土の醸成

滋賀県庁では、職員間の活発なコミュニケーションの下、タテ割りを排し、互いに協力し合いながら積極的に業務に取り組む、風通しの良い健康的な組織風土の醸成に向けた取組を推進します。



※「健康経営」とは、「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」との基盤に立って、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することを意味しており、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

県庁における健康経営計画（概要）

1 基本的な考え方

- 本県では、これまで、「生産性の高い働き方」と「ワーク・ライフ・バランス」の実現を図る「働き方改革」に取り組んできました。
- この取組をさらに進化させるため、職員の能力や個性の発揮には、職員の健康の維持・増進が欠かせないとの考え方に基づき、健康でいきいきとやりがいをもって働くことができる職場の環境づくりに取り組むことで、県庁の組織としての力を高め、県民サービスの向上を目指す、県庁における「健康経営」を実践することとし、「滋賀県庁健康経営宣言」を定めたところです。
- こうしたことを踏まえ、職員間での対話を通じ、県庁における健康経営の理念を共有しながら、その実践に向けて取組を進めるため、以下の部局等を対象範囲とし、平成30年度における行動計画として策定するものです。

知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局（県立学校および警察本部においても、本行動計画とは別に「働き方改革」の取組が行われています。）

2 計画の目標

職員の健康の維持・増進

健康づくりの一層の推進に向けて

- (1) 定期健康診断およびがん検診にかかる精密検査の受診率
100%
- (2) 睡眠で休養が十分とれている職員の割合
H30年度：60%以上
- (3) 積極的に階段を利用したり、ラジオ体操やストレッチを行うなど、定期的に運動の機会を持つようにしている職員の割合
H30年度：80%以上
- (4) 野菜を意識して食べるようにしたり、減塩を心がけるなど、健康を意識した食生活に取り組んでいる職員の割合
H30年度：80%以上

ワーク・ライフ・バランスの実現

健康で公私ともに充実した生活に向けて

- (5) 職員1人あたりの年次有給休暇年間平均取得日数
H30年度：14日以上
- (6) ワーク・ライフ・バランスの実現ができている職員の割合
H30年度：80%以上

生産性の高い働き方の実現

長時間労働の解消と仕事の質の向上に向けて

- (7) 各部局における1人あたり時間外勤務時間数
対前年度比 15%以上縮減（前年度実績で1人あたり14時間未満/月の部局は5%以上縮減）
- (8) 各部局における年間の時間外勤務時間数が360時間を超える職員数
対前年度比 10%以上縮減
- (9) 日頃から業務の進め方を意識的に工夫し、前例にとらわれず事務の見直しに取り組む職員の割合
H30年度：80%以上
- (10) 自ら進んで研修や勉強会、交流会等に参加したり、日頃から情報収集に努めるなど、積極的にスキルアップに取り組む職員の割合
H30年度：80%以上

<別に目標を設定する任命権者>

病院事業庁： 1人あたり時間外勤務時間数 医療事務等27時間未満/月

※メディカルスタッフについては、勤務の態様を踏まえた取組を行うとともに独自の目標を設定

教育委員会事務局： 1人あたり時間外勤務時間数 20時間未満/月

3 各部局における取組の推進

- 各部局においては、この計画に基づく取組に加え、自己啓発の取組や支援策など、職員の「自らの学び」を促す独自の取組についても検討し、必要に応じて実施することとします。
- 総務部においては、各部局で行われている取組を「見える化」して全庁への横展開を図ります。
- 次年度の予算編成や組織体制の検討にあたっては、限られた人員の中にあっても、新たな県民ニーズへの対応も含め、より効果的な事業の実施が可能となるよう、事業の内容や実施方法、優先順位等を十分精査することとします。